

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年9月28日
【中間会計期間】	第11期中（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）
【会社名】	日本ベリサイン株式会社
【英訳名】	VeriSign Japan K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼最高経営責任者 橋本 晃秀
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03 - 3271 - 7011（代表）
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部本部長 山内 雅夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03 - 3271 - 7011（代表）
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部本部長 山内 雅夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日
売上高(千円)	-	-	3,861,258	-	6,859,705
経常利益(千円)	-	-	766,491	-	1,733,410
中間(当期)純利益(千円)	-	-	418,394	-	1,061,004
純資産額(千円)	-	-	11,413,137	-	10,961,347
総資産額(千円)	-	-	15,159,218	-	14,911,385
1株当たり純資産額(円)	-	-	25,242.70	-	24,302.60
1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	926.48	-	2,362.62
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	919.31	-	2,329.74
自己資本比率(%)	-	-	75.3	-	73.5
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	787,526	-	2,078,273
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	334,065	-	6,066,944
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	28,468	-	90,973
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	-	-	4,181,778	-	3,699,803
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	- [-]	- [-]	232 [39]	- [-]	229 [38]

(注) 1. 第10期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日
売上高(千円)	2,720,181	3,037,783	3,396,415	5,453,147	6,622,443
経常利益(千円)	662,975	777,245	783,451	1,270,298	1,756,799
中間(当期)純利益(千円)	376,735	499,469	476,144	715,068	1,101,394
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	3,922,959	3,979,289	4,005,600	3,942,653	3,990,961
発行済株式総数(株)	221,698	450,016	451,973	445,826	451,036
純資産額(千円)	9,426,008	10,376,471	11,507,160	9,803,728	11,001,738
総資産額(千円)	12,388,224	13,921,573	15,174,629	12,847,330	14,759,730
1株当たり純資産額(円)	42,517.34	23,058.00	25,459.84	21,990.03	24,392.15
1株当たり中間(当期)純利益(円)	1,717.70	1,115.32	1,054.36	1,620.17	2,452.56
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	1,658.16	1,095.94	1,046.19	1,570.28	2,418.43
1株当たり中間(年間)配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	76.1	74.5	75.8	76.3	74.5
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	804,022	1,158,344	-	1,428,190	-
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	129,476	258,162	-	512,058	-
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	133,973	69,383	-	158,414	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	7,329,381	8,567,137	-	7,597,186	-
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	142 [24]	151 [30]	157 [37]	147 [23]	158 [36]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成16年2月20日付で、1株につき4株の株式分割を行っております。また、平成16年8月20日付で、1株につき2株の株式分割を行っております。なお、第9期中間会計期間と第9期会計期間の1株当たり中間(当期)純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

3. 当社は持分法を適用すべき関連会社をもっておりませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

4. 当社は第10期より連結財務諸表を作成しているため、第10期および第11期中間期のキャッシュフロー関連の数値については記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。当中間連結会計期間において設立し、連結子会社としている株式会社ソートジャパンの営む事業はセキュリティ・サービス事業に含めております。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
株式会社ソート ジャパン	神奈川県川崎市幸区 堀川町580-16	50	セキュリティ・ サービス事業	100	役員の兼任3名

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成18年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
セキュリティ・サービス事業	157 [37]
ITサービス・マネジメント事業	75 [2]
合計	232 [39]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載していません。

### (2) 提出会社の状況

平成18年6月30日現在

従業員数(人)	157 [37]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載していません。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておられません。なお、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

インターネットは、産業・経済活動から日常生活に必要な社会基盤（インフラ）にまで発展してきました。パソコンの処理能力やブロードバンド化などによる通信速度の向上、サービスの多様化・低廉化により、インターネットはますます便利になり、国民生活へより深く浸透する一方で、情報流出、フィッシング詐欺などの危険も増えています。情報セキュリティへの関心、安全で、安心できるネット社会への要求がより一層高まっています。このような環境のもと、当社グループでは電子認証を中心とする様々なサービスを提供してまいりました。

セキュリティ・サービス事業における各部門の概況は以下のとおりです。

マス・マーケット部門の売上高は2,262百万円（前年同期比16.9%増）となりました。中核となる「サーバID（SSLサーバ証明書）」発行サービスにおいては、プライバシー保護のための決済情報等、個人情報の送信データ暗号化に加え、フィッシング詐欺などへの対策としてのウェブサイトの存在証明へと利用目的が広がる中、発行リードタイムの短縮、およびセキュリティ関連情報のメール配信といった一連のプレミアム（付加価値）サービスの提供により、大企業から中小企業にいたるまで顧客基盤の裾野が拡大してきております。また同時に、効果的なプロモーション、及びきめ細やかなフォローの実施等により、高い更新率も維持しております。パートナービジネスに関しては当社販売パートナー自身の事業拡大に加え、弊社のブランド力、及び幅広いサポートプラットフォームが市場から高い評価を受け、圧倒的な指名買いを実現していることが売上増加の大きな要因となっております。さらに、10枚以上のサーバIDを購入する顧客向けに、契約本数内で必要に応じて即時発行が可能、複数証明書の容易な管理、一括購入による割引といったメリットを持つ、「マネージドPKI for SSL」の売上が大口顧客を中心に拡大しました。これらの結果、サーバIDの有効発行枚数は51,500枚（同18.7%増）に達しました。「thawte（ソート）」ブランドによる低価格・簡易サーバ証明書はベリサイン・インクのGeoTrust（ジオトラスト）社買収の影響で中断してはいましたが、今第3四半期より開始予定となっております。

エンタープライズ部門の売上高は大口ソリューション案件売上化の下半期へのスライドが影響し、1,100百万円（同2.2%増）となりました。当社の顧客企業が、その顧客、社員、取引先等の個人（クライアント）の認証を独自で行い、クライアント証明書の発行プロセスを当社にアウトソースする「マネージドPKIサービス」は様々な目的で使われるようになってきており、法人向けインターネットバンキング、社内ネットワークへのアクセスと物理的入退室管理を行えるデジタル社員証、官公庁・自治体向けの電子入札、会員制の企業向け情報提供サービス他、様々な分野で利用が拡大しています。当期では、金融機関における「マネージドPKIサービス」の利用を一層拡大させるとともに、これまでの中心であった金融機関、情報サービス、移動通信業以外の業界においても大型案件のご採用をいただく等、着実に業種分野を広げております。また、新規事業であるサプライチェーン（RFID<sup>(\*)</sup>関連）サービスでは想定を上回る立ち上がりを見せました。RFIDを利用したサプライチェーンASPサービス立ち上げに向けての開発も順調に進み、本格化の兆しを見せております。もう一方の新規事業であるマネージドセキュリティサービスでは、開発を含む全体的な準備の遅延から当初想定よりも立ち上がりが遅れましたが、当社の子会社であるサイトロック株式会社のネットワーク監視のアウトソース・管理インフラも活用し、最初の案件を受注することができました。

その他部門においては、企業・学校法人等への情報セキュリティ・トレーニングの提供等により、31百万円（同21.0%増）となりました。

当社の子会社であるサイトロック株式会社が提供するITサービス・マネジメント事業の業績は、リモートオペレーション（遠隔運用監視）センターを通じたネットワークやシステムの運用監視、障害対応、運用代行等のアウトソーシングサービス提供により売上高は466百万円となりました。

以上の結果、当中間期の売上高は3,861百万円となりました。また、経常利益は766百万円、中間純利益は418百万円となっています。

なお、17年12月期中間期は連結財務諸表を作成していないため、上記においては当社の前年同期実績との比較を行っております。

(\*) Radio Frequency Identificationの略。ICタグと呼ばれる媒体に記憶された人やモノの個別情報を、無線通信によって読み書き（データ呼び出し・登録・削除・更新など）をおこなう自動認識システムのこと。

## (2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当中間期末残高は、前連結会計年度末より481百万円増加して4,181百万円となりました。当中間期における各キャッシュ・フローの以下のとおりです。

当中間期の営業活動によるキャッシュ・フローは787百万円の増加となりました。税金等調整前当期純利益により782百万円、前受金の増加で186百万円、減価償却費で170百万円、売上債権の回収で185百万円増加した一方で、法人税等の支払で547百万円減少したこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローの減少は334百万円となりました。これは主に、サーバ・ネットワーク機器等の有形固定資産の取得による支出201百万円、社内業務システム等のソフトウェアを含む無形固定資産の取得による支出130百万円等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローの増加は28百万円となりました。これはストック・オプションの行使による株式の発行によるものです。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループの生産業務の内容は、電子証明書発行サービス及びコンサルティングサービスといったサービス業務であることから、生産実績は販売実績と同一の内容となるため、生産実績の記載を省略しております。

### (2) 受注状況

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
セキュリティ・サービス事業	4,249,291	124.7	4,332,363	124.6
マス・マーケット部門	2,667,681	112.3	2,723,478	113.8
エンタープライズ部門	1,549,023	154.4	1,598,738	148.4
その他部門	32,586	114.9	10,146	168.8
ITサービス・マネジメント事業	386,905	-	22,706	-
合計	4,636,197	136.1	4,355,069	125.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しております。期間比較のため、前年同期比は、当社の前中間会計期間の実績を基に算出しております。

### (3) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前年同期比(%)
セキュリティ・サービス事業(千円)	3,394,623	111.7
マス・マーケット部門(千円)	2,262,444	116.9
エンタープライズ部門(千円)	1,100,907	102.2
その他部門(千円)	31,271	121.0
ITサービス・マネジメント事業(千円)	466,635	-
合計(千円)	3,861,258	127.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しております。期間比較のため、前年同期比は、当社の前中間会計期間の実績を基に算出しております。

3. 総販売実績に対する販売割合が10%以上の相手先はありません。

## 3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

## 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画であった重要な設備の新設について完了したものは次のとおりであります。

日本ベリサイン株式会社において、前連結会計年度末に計画しておりましたセキュリティ・サービス事業におけるセキュリティ監視センターへのハードウェア一式等の設置については、仕入先の選定による適正価格での購買に努めた結果、投資金額は当初予定の141,778千円から99,719千円に削減されました。この設備は平成18年4月に完了し、5月から操業を開始しております。これにより同社はマネージド・セキュリティ・サービスの提供を開始しました。

サイトロック株式会社（子会社）において、前連結会計年度末に計画しておりましたセキュリティ設備に関連する建物付属設備等の設置については、仕入先の選定による適正価格での購買に努めた結果、投資予定金額は当初の51,428千円から47,032千円に削減されました。この設備は平成18年4月に完了し、5月から操業を開始しております。この設置は、入退システムの拡充によるセキュリティの強化と、サーバールームの拡充を図ったものであり、これにより日本ベリサイン株式会社から、マネージド・セキュリティ・サービスにおけるセキュリティ監視センターの運用業務受託を開始しました。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,738,656
計	1,738,656

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成18年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成18年9月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	451,973	452,175	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	451,973	452,175	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権、並びに旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使により、平成18年7月1日から平成18年8月31日までに発行された株式数を含んでおりますが、平成18年9月1日からこの半期報告書提出日までに発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年3月21開催の第5回定時株主総会決議による旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,148(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,500(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成15年3月22日から 平成20年3月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,500(注)2 資本組入額 6,250(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株引受権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株引受権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割、権利の行使又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株引受権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

< 付与株式数の調整式 >

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株引受権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合もしくは時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を含まない)する場合、次の算式により発行価額を調整する。但し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

< 発行価額の調整式 >

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株引受権の行使の条件

(1) 平成15年3月22日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成17年3月22日より100%行使可能とする。この場合、新株引受権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。

(2) 被付与者は、新株引受権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。

(3) その他細目については、平成13年3月21日開催の第5回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

平成13年12月26日開催の臨時株主総会決議による旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成15年12月27日から 平成20年12月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額12,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株引受権を 譲渡し、又はこれに担保権 を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株引受権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割、権利の行使又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株引受権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<付与株式数の調整式>

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株引受権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合もしくは時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を含まない)する場合、次の算式により発行価額を調整する。但し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

<発行価額の調整式>

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株引受権の行使の条件

- (1) 平成15年12月27日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成17年12月27日より100%行使可能とする。この場合、新株引受権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。
- (2) 被付与者は、新株引受権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。
- (3) その他細目については、平成13年12月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

平成14年3月20日開催の第6回定時株主総会決議による旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,269(注)1、2	1,067(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	28,125(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年3月21日から 平成21年3月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 28,125 資本組入額14,063	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株引受権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1.新株引受権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割、権利の行使又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2.新株引受権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3.新株引受権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合もしくは時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を含まない)する場合、次の算式により発行価額を調整する。但し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

<付与株式数の調整式>

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4.新株引受権の行使の条件

- (1)平成16年3月21日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成18年3月21日より100%行使可能とする。この場合、新株引受権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。
- (2)被付与者は、新株引受権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。
- (3)その他細目については、平成14年3月20日開催の第6回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

平成14年11月15日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議による旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（第1回新株予約権）

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	21(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	336(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年11月18日から 平成21年11月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000(注)2 資本組入額 15,000(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割、権利の行使又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 平成16年11月18日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成18年11月18日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。

(2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。

(3) その他細目については、平成14年11月15日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年4月16日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第2回新株予約権）

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,114(注)1	1,093(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,228(注)1、2	2,186(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	293,500(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月19日から 平成23年4月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 293,500 資本組入額 146,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割、権利の行使又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 平成18年4月19日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成20年4月19日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。

(2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。

(3) その他細目については、平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年4月16日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年7月21日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第3回新株予約権）

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	81(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162(注)1,2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	586,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月21日から 平成23年7月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 586,000 資本組入額 293,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 平成18年7月21日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成20年7月21日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。

(2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。

(3) その他細目については、平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年7月21日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年10月19日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第4回新株予約権）

区分	中間会計期間現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	91(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	182(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	505,995(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月19日から 平成23年10月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 505,995 資本組入額 252,998	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 平成18年10月19日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成20年10月19日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。

(2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。

(3) その他細目については、平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成16年10月19日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。



平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成17年1月27日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第5回新株予約権）

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	103(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	206(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年1月27日から 平成24年1月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520,000 資本組入額 260,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 平成19年1月27日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成21年1月27日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。
- (2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。
- (3) その他細目については、平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成17年1月27日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成17年2月25日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第6回新株予約権）

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	165(注)1	155
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	330(注)1, 2	310(注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	534,063(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年2月25日 平成24年2月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 534,063 資本組入額 267,032	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、株式分割又は退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 平成19年2月25日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成21年2月25日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。

(2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。

(3) その他細目については、平成16年3月26日開催の第8回定時株主総会決議及び平成17年2月25日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

平成17年3月25日開催の第9回定時株主総会決議及び平成17年9月16日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第7回新株予約権）

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	314(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	314(注)1, 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	375,123(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月16日 平成24年9月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 375,123 資本組入額 187,562	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 平成19年9月16日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成21年9月16日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。

(2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。

(3) その他細目については、平成17年3月25日開催の第9回定時株主総会決議及び平成17年9月16日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

平成17年3月25日開催の第9回定時株主総会及び平成18年1月26日開催の取締役会決議による旧商法第280条の20および第280条の21の規定に基づく新株予約権（第8回新株予約権）

区分	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	791(注)1	715(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	791(注)1, 2	715(注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400,492(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月3日 平成25年2月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400,492 資本組入額 200,246	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、決議された数から、退職による権利失効後の調整した数を記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の株式分割または株式併合による調整

<付与株式数の調整式>

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額の株式分割または株式併合等による調整

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式数についてのみ行われるものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

<発行価額の調整式>

(株式の分割・併合の場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株を発行する場合)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 平成20年2月3日に付与株式数の50%を、その後3ヶ月経過する毎に付与株式数の6.25%を順次追加して行使可能とし、平成22年2月3日より100%行使可能とする。この場合、新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、端数はその3ヶ月経過後以後、整数となった段階で行使可能とする。
- (2) 被付与者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要す。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社又は当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。
- (3) その他細目については、平成17年3月25日開催の第9回定時株主総会決議及び平成18年1月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結したストック・オプション契約の定めによるものとする。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年1月1日～ 平成18年6月30日	937	451,973	14,639	4,005,600	14,638	4,913,198

(注) 1. 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権、並びに旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使による増加であります。(平成18年1月1日～平成18年6月30日)

2. 平成18年7月1日から平成18年8月31日までに、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権、並びに旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使により、発行済株式総数が202株、資本金が2,840千円、資本準備金が2,840千円増加しております。

## (4) 【大株主の状況】

平成18年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
バリサイン・インク	487 E. Middlefield Road Mountain View, California, USA	242,416	53.64
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1-6	6,144	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,001	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,875	1.07
新日鉄ソリューションズ株式会社	東京都中央区新川2丁目20-15	2,641	0.58
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲3丁目3-3	1,536	0.33
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1-1	1,536	0.33
東芝ソリューション株式会社	東京都港区芝浦1丁目1-1	1,536	0.33
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	1,155	0.25
マネックス証券株式会社自己	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	768	0.16
計	-	267,608	59.20

### (5) 【議決権の状況】

#### 【発行済株式】

平成18年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 451,973	451,973	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	-	-	-
発行済株式総数	451,973	-	-
総株主の議決権	-	451,973	-

(注)完全議決権株式(その他)の欄には、証券保管振替機構名義の株式が89株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数89個が含まれております。

#### 【自己株式等】

該当事項はありません。

### 2 【株価の推移】

#### 【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	436,000	387,000	348,000	364,000	322,000	284,000
最低(円)	325,000	275,000	303,000	294,000	257,000	211,000

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。なお、前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前中間連結会計期間との対比は行っておりません。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金及び預金		4,181,778		3,699,803	
2. 売掛金		487,016		672,939	
3. 貯蔵品		15,559		11,175	
4. 繰延税金資産		1,202,709		1,159,291	
5. その他		445,715		400,826	
6. 貸倒引当金		3,421		3,421	
流動資産合計		6,329,357	41.8	5,940,614	39.8
固定資産					
1. 有形固定資産	1				
(1) 建物		325,358		263,580	
(2) 工具器具及び備品		606,849		580,647	
(3) 建設仮勘定		34,035		20,271	
有形固定資産合計		966,243	6.3	864,499	5.8
2. 無形固定資産					
(1) のれん		5,410,645		-	
(2) 連結調整勘定		-		5,534,688	
(3) その他		637,640		639,615	
無形固定資産合計		6,048,286	39.9	6,174,303	41.4
3. 投資その他の資産					
(1) 長期前払費用		1,465,454		1,584,276	
(2) その他		349,876		347,691	
投資その他の資産合計		1,815,330	12.0	1,931,968	13.0
固定資産合計		8,829,861	58.2	8,970,771	60.2
資産合計		15,159,218	100.0	14,911,385	100.0



区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 買掛金		76,887		152,555	
2. 未払金		246,836		394,163	
3. 未払法人税等		431,283		588,367	
4. 前受金		2,730,090		2,543,978	
5. 賞与引当金		44,658		50,534	
6. その他		216,324		216,875	
流動負債合計		3,746,081	24.7	3,946,475	26.5
負債合計		3,746,081	24.7	3,946,475	26.5
(少数株主持分)					
少数株主持分		-	-	3,562	0.0
(資本の部)					
資本金		-	-	3,990,961	26.8
資本剰余金		-	-	4,898,559	32.8
利益剰余金		-	-	2,071,826	13.9
資本合計		-	-	10,961,347	73.5
負債、少数株主持分及び 資本合計		-	-	14,911,385	100.0
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金		4,005,600	26.5	-	-
2. 資本剰余金		4,913,198	32.4	-	-
3. 利益剰余金		2,490,220	16.4	-	-
株主資本合計		11,409,020	75.3	-	-
少数株主持分		4,116	0.0	-	-
純資産合計		11,413,137	75.3	-	-
負債純資産合計		15,159,218	100.0	-	-

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高	1		3,861,258	100.0		6,859,705	100.0
売上原価			1,425,140	36.9		2,332,979	34.0
売上総利益			2,436,118	63.1		4,526,726	66.0
販売費及び一般管理費			1,668,571	43.2		2,814,512	41.0
営業利益			767,546	19.9		1,712,213	25.0
営業外収益							
1. 受取利息			106			779	
2. 為替差益			-			220	
3. セキュアシール変更 補助金			-			11,159	
4. 受取補償金			-			10,500	
5. 雑収入		534	641	0.0	4,229	26,888	0.4
営業外費用							
1. 為替差損		245			-		
2. 新株発行費		809			5,641		
3. 創立費		639			-		
4. 雑損失		1	1,696	0.0	49	5,691	0.1
経常利益			766,491	19.9		1,733,410	25.3
特別利益							
1. 前期損益修正益	2	19,582	19,582	0.5	1,959	1,959	0.0
特別損失							
1. 固定資産除却損	3	1,338			712		
2. 前期損益修正損	4	2,500	3,838	0.1	10,423	11,135	0.2
税金等調整前中間 (当期)純利益			782,236	20.3		1,724,233	25.1
法人税、住民税及び事 業税		407,361			761,516		
法人税等調整額		44,073	363,288	9.4	98,478	663,038	9.6
少数株主利益			554	0.0		191	0.0
中間(当期)純利益			418,394	10.8		1,061,004	15.5

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
区分	注記番 号	金額(千円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			4,850,252
資本剰余金増加高			
新株予約権行使		48,306	48,306
資本剰余金期末残高			4,898,559
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			1,010,822
利益剰余金増加高			
当期純利益		1,061,004	1,061,004
利益剰余金期末残高			2,071,826

中間連結株主資本等変動計算書(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	少数株主持分	
平成17年12月31日 残高 (千円)	3,990,961	4,898,559	2,071,826	10,961,347	3,562	10,964,910
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行(千円)	14,639	14,638	-	29,278	-	29,278
中間純利益(千円)	-	-	418,394	418,394	-	418,394
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額合計 (純額)(千円)	-	-	-	-	554	554
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	14,639	14,638	418,394	447,672	554	448,226
平成18年 6月30日 残高 (千円)	4,005,600	4,913,198	2,490,220	11,409,020	4,116	11,413,137

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益		782,236	1,724,233
減価償却費		170,945	290,437
のれん償却額		156,194	-
連結調整勘定償却額		-	70,059
営業権償却		-	32,152
商標権償却		278	139
創立費		639	-
賞与引当金の増減額(減少額)		5,875	4,343
貸倒引当金の増加額		-	1,634
新株発行費		809	5,641
受取利息		106	779
為替差益		46	314
固定資産除却損		1,338	712
売上債権の増減額(増加額)		185,922	297,070
貯蔵品の増減額(増加額)		4,383	3,923
前払費用の増加額		42,124	9,760
長期前払費用の減少額		118,822	239,631
その他資産の増減額(増加額)		3,402	40,042
買掛金の増減額(減少額)		75,668	152,555
未払金の減少額		119,275	28,132
未払費用の増減額(減少額)		12,647	33,416
未払消費税等の増減額(減少額)		26,059	29,038
前受金の増加額		186,111	140,554
その他負債の増減額(減少額)		4,448	15,847
小計		1,334,553	2,381,474
利息及び配当金の受取額		107	851
法人税等の還付額		64	-
法人税等の支払額		547,198	304,051
営業活動によるキャッシュ・フロー		787,526	2,078,273

		当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		201,961	140,481
無形固定資産の取得による支出		130,573	239,243
投資有価証券の取得による支出		-	49,000
連結子会社の取得による支出		-	5,638,276
敷金保証金の差入れによる支出		20,397	-
敷金保証金の払戻による収入		18,867	58
投資活動によるキャッシュ・フロー		334,065	6,066,944
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		28,468	90,973
財務活動によるキャッシュ・フロー		28,468	90,973
現金及び現金同等物に係る換算差額		46	314
現金及び現金同等物の増加額(減少額)		481,975	3,897,382
現金及び現金同等物の期首残高		3,699,803	7,597,186
現金及び現金同等物中間(期末)残高	1	4,181,778	3,699,803

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 サイトロック株式会社、株式会社ソートジャパン 株式会社ソートジャパンについては、当中間連結会計期間において設立したことに伴い、連結子会社としたため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 サイトロック株式会社 サイトロック株式会社については、当連結会計年度において株式を取得し、連結子会社としたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
2. 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同 左
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日)等に関する事項	連結子会社サイトロック株式会社の中間決算日は11月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を用いております。	連結子会社サイトロック株式会社の決算日は5月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を用いております。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 たな卸資産 貯蔵品 移動平均法による原価法を採用しております。	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同 左 たな卸資産 貯蔵品 同 左
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～22年 工具器具及び備品 2～20年 無形固定資産 営業権 定額法(5年) 商標権 定額法(10年) 自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法	有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～22年 工具器具及び備品 3～20年 無形固定資産 営業権 同 左 商標権 同 左 自社利用ソフトウェア 同 左
(3) 重要な繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。 創立費 支出時に全額費用として処理しております。	新株発行費 同 左

項目	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。</p>	<p>貸倒引当金 同 左</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p>
(5) 収益の計上基準	電子認証業務については、その契約期間に基づき、経過期間に対応する収益を計上しております。	同 左
(6) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左
5. のれん償却に関する事項	のれんのうち、連結調整勘定については20年間、営業権については5年で均等償却を行っております。	
6. 連結調整勘定の償却に関する事項		連結調整勘定については20年間で均等償却を行っております。
7. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間から、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>	
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は11,409,020千円であります。 なお、中間連結財務諸表等規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表等規則により作成しております。</p>	

追加情報

<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>(法人事業税における外形標準課税部分の連結損益計算書上の表示について) 法人事業税の「外形標準課税制度」の導入に伴い、法人事業税における付加価値割及び資本割部分については、実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成16年2月13日)に基づき、当連結会計年度より、販売費及び一般管理費(36,940千円)として処理しております。</p>



注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日現在)	前連結会計年度末 (平成17年12月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額  709,415千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額  627,989千円

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)																																						
<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">73,364千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">528,032</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">36,054</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td style="text-align: right;">103,932</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">111,563</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">108,634</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">80,241</td></tr> <tr><td>ライセンス料</td><td style="text-align: right;">120,000</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">156,244</td></tr> </table>	役員報酬	73,364千円	給与手当	528,032	賞与引当金繰入額	36,054	支払報酬	103,932	賃借料	111,563	広告宣伝費	108,634	減価償却費	80,241	ライセンス料	120,000	のれん償却額	156,244	<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">120,869千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">1,008,279</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">50,534</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td style="text-align: right;">170,539</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">187,894</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">199,171</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">157,703</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">1,634</td></tr> <tr><td>ライセンス料</td><td style="text-align: right;">240,000</td></tr> <tr><td>連結調整勘定償却額</td><td style="text-align: right;">70,059</td></tr> </table>	役員報酬	120,869千円	給与手当	1,008,279	賞与引当金繰入額	50,534	支払報酬	170,539	賃借料	187,894	広告宣伝費	199,171	減価償却費	157,703	貸倒引当金繰入額	1,634	ライセンス料	240,000	連結調整勘定償却額	70,059
役員報酬	73,364千円																																						
給与手当	528,032																																						
賞与引当金繰入額	36,054																																						
支払報酬	103,932																																						
賃借料	111,563																																						
広告宣伝費	108,634																																						
減価償却費	80,241																																						
ライセンス料	120,000																																						
のれん償却額	156,244																																						
役員報酬	120,869千円																																						
給与手当	1,008,279																																						
賞与引当金繰入額	50,534																																						
支払報酬	170,539																																						
賃借料	187,894																																						
広告宣伝費	199,171																																						
減価償却費	157,703																																						
貸倒引当金繰入額	1,634																																						
ライセンス料	240,000																																						
連結調整勘定償却額	70,059																																						
<p>2. 前期損益修正益 ベリサイン・インクから購入した商品について代金の支払免除を受けたことによるものであります。</p>	<p>2. 前期損益修正益 過年度において営業外収益の「仮受金精算益」が過小計上されていたことに基づくものであります。</p>																																						
<p>3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">1,338千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">1,338</td></tr> </table>	工具器具及び備品	1,338千円	計	1,338	<p>3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建物</td><td style="text-align: right;">431千円</td></tr> <tr><td>工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">281</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">712</td></tr> </table>	建物	431千円	工具器具及び備品	281	計	712																												
工具器具及び備品	1,338千円																																						
計	1,338																																						
建物	431千円																																						
工具器具及び備品	281																																						
計	712																																						
<p>4. 前期損益修正損 当社の連結子会社であるサイトロック株式会社の過年度の売上修正によるものであります。</p>	<p>4. 前期損益修正損 過年度において営業外収益の「仮受金精算益」の一部が二重計上されていたことに基づくものであります。</p>																																						

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	451,036	937	-	451,973
合計	451,036	937	-	451,973

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加937株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間期に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間期末後となるもの

該当事項はありません。

( 中間連結キャッシュ・フロー計算書関係 )

当中間連結会計期間 ( 自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日 )	前連結会計年度 ( 自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日 )
1 . 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 ( 平成18年 6月30日現在 )	1 . 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 ( 平成17年12月31日現在 )
現金及び預金 4,181,778千円	現金及び預金 3,699,803千円
現金及び現金同等物 4,181,778千円	現金及び現金同等物 3,699,803千円

(リース取引関係)

<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース取引の内容の重要性が乏しく、かつ、契約1件当たりの金額が少額であるため、中間連結財務諸表等規則第15条の規定に従い、記載を省略しております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="805 481 1343 701"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>- 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,893千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,681</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>45</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	-	-	-	合計	-	-	-	1年内	- 千円	1年超	-	合計	-	支払リース料	2,893千円	減価償却費相当額	2,681	支払利息相当額	45
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																						
工具器具及び備品	-	-	-																						
合計	-	-	-																						
1年内	- 千円																								
1年超	-																								
合計	-																								
支払リース料	2,893千円																								
減価償却費相当額	2,681																								
支払利息相当額	45																								

( 有価証券関係 )

時価評価されていない主な有価証券の内容

	当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日現在)	前連結会計年度末 (平成17年12月31日現在)
	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券		
非上場株式	49,000	49,000

( デリバティブ取引関係 )

当中間連結会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同 左

( ストック・オプション等関係 )

当中間連結会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

1. ストック・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成18年ストックオプション (第8回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社 : 取締役1名 従業員66名 子会社 : 取締役2名 監査役1名 従業員66名
ストック・オプションの付与数 (注)1	普通株式 857株
付与日	平成18年2月3日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	平成20年2月3日から 平成25年2月2日まで
権利行使価格	400,492円
公正な評価単価 (付与日)	- (注)3

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 被付与者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要す。ただし、当社と被付与者との間で締結するストック・オプション契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利の全部又は一部を行使することができるものとする。

3. 旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権であります。

2. 中間連結財務諸表への影響額

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

	セキュリティ・サービス事業 (千円)	ITサービス・マネジメント事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	3,394,623	466,635	3,861,258	-	3,861,258
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,791	83,867	85,659	85,659	-
計	3,396,415	550,503	3,946,918	85,659	3,861,258
営業費用	2,615,568	423,685	3,039,253	54,459	3,093,712
営業利益	780,846	126,818	907,665	140,118	767,546

(注) 1. 事業区分の方法

サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分に属する主な事業内容(サービス)

事業区分	主な事業内容(サービス)
セキュリティ・サービス事業	主にマス・マーケット部門、エンタープライズ部門、その他部門から構成されています。マス・マーケット部門では、インターネット上で活動する顧客企業の実在性証明と、サーバとブラウザ間の暗号化通信を実現するためのサーバIDの発行、ならびにドメイン名の登録および管理サービスを提供しております。エンタープライズ部門は、電子証明書の発行および管理業務を当社が代行するマネージドPKIサービス(電子認証局業務のアウトソーシングサービス)等を提供しております。その他部門はセキュリティ関連トレーニング、セミナーを提供しています。
ITサービス・マネジメント事業	当社の連結子会社であるサイトロック株式会社が提供しています。24時間365日のリモートオペレーションセンターをベースにネットワークやシステムの運用監視、障害対応、運用代行等のアウトソーシングサービスを提供しています。

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はのれん償却額(140,118千円)であります。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

	セキュリティ・サービス事業 (千円)	ITサービス・マネジメント事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	6,621,382	238,322	6,859,705	-	6,859,705
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,060	545	1,605	1,605	-
計	6,622,443	238,867	6,861,311	1,605	6,859,705
営業費用	4,887,851	191,186	5,079,038	68,453	5,147,491
営業利益	1,734,591	47,680	1,782,272	70,059	1,712,213

(注) 1. 事業区分の方法

サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分に属する主な事業内容（サービス）

事業区分	主な事業内容（サービス）
セキュリティ・サービス事業	主にマス・マーケット部門、エンタープライズ部門、その他部門から構成されています。マス・マーケット部門では、インターネット上で活動する顧客企業の実在性証明と、サーバとブラウザ間の暗号化通信を実現するためのサーバIDの発行、ならびにドメイン名の登録および管理サービスを提供しております。エンタープライズ部門は、電子証明書の発行および管理業務を当社が代行するマネージドPKIサービス（電子認証局業務のアウトソーシングサービス）等を提供しております。その他部門はセキュリティ関連トレーニング、セミナーを提供しています。
ITサービス・マネジメント事業	当社の連結子会社であるサイトロック株式会社が提供しています。24時間365日のリモートオペレーションセンターをベースにネットワークやシステムの運用監視、障害対応、運用代行等のアウトソーシングサービスを提供しています。

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は、のれん償却額に含まれる連結調整勘定償却相当額（70,059千円）であります。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

( 1株当たり情報 )

当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
1株当たり純資産額	25,242円70銭	1株当たり純資産額	24,302円60銭
1株当たり中間純利益	926円48銭	1株当たり当期純利益	2,362円62銭
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	919円31銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	2,329円74銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益		
中間(当期)純利益(千円)	418,394	1,061,004
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	418,394	1,061,004
期中平均株式数(株)	451,595	449,080
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益		
中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	3,525	6,337
(うち新株引受権及び新株予約権)	(3,525)	(6,337)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式 新株予約権の対象となる株式の数(株)	平成16年3月26日開催定時株主総会決議及び平成16年7月21日開催取締役会決議による新株予約権 普通株式 136株  平成16年3月26日開催定時株主総会決議及び平成16年10月19日開催取締役会決議による新株予約権 普通株式 107株  平成16年3月26日開催定時株主総会決議及び平成17年1月27日開催取締役会決議による新株予約権 普通株式 130株  平成16年3月26日開催定時株主総会決議及び平成17年2月25日開催取締役会決議による新株予約権 普通株式 223株  平成17年3月25日定時株主総会決議及び平成17年9月16日開催取締役会決議による新株予約権 普通株式 55株  平成17年3月25日定時株主総会決議及び平成18年1月26日開催取締役会決議による新株予約権 普通株式 203株  合計 普通株式 854株	平成16年3月26日開催定時株主総会決議及び平成16年7月21日開催取締役会決議による新株予約権 普通株式 84株  平成16年3月26日開催定時株主総会決議及び平成16年10月19日開催取締役会決議による新株予約権 普通株式 56株  平成16年3月26日開催定時株主総会決議及び平成17年1月27日開催取締役会決議による新株予約権 普通株式 68株  平成16年3月26日開催定時株主総会決議及び平成17年2月25日開催取締役会決議による新株予約権 普通株式 109株  平成17年3月25日定時株主総会決議及び平成17年9月16日開催取締役会決議による新株予約権 普通株式 105株  合計 普通株式 422株



(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)																												
	<p>1. 新株予約権の発行</p> <p>当社は、平成17年3月25日開催の第9回定時株主総会及び平成18年1月26日開催の取締役会決議に基づき、次のようにストックオプションを目的とする新株予約権を発行いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="751 465 1369 869"> <tr> <td>新株予約権の発行日</td> <td>平成18年2月3日</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数(個)</td> <td>857</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td>857</td> </tr> <tr> <td>新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)</td> <td>400,492(注)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権を行使することができる期間</td> <td>平成20年2月3日から平成25年2月2日まで</td> </tr> </table> <p>(注) 新株予約権の行使時の1株当りの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額を適用して決定したものです。</p> <p>2. 子会社の設立</p> <p>平成17年12月16日開催の取締役会において、当社100%出資による子会社を設立することを決議しました。概要は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="751 1167 1369 1570"> <tr> <td>新会社の名称</td> <td>株式会社ソートジャパン (英文名称 thawte Japan, Inc.)</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>浦澤 将</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>神奈川県川崎市幸区堀川町580-16</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>50,000千円</td> </tr> <tr> <td>出資者および出資比率</td> <td>当社100%</td> </tr> <tr> <td>決算期</td> <td>12月末</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成18年2月2日</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>SSLサーバ証明書の販売</td> </tr> </table>	新株予約権の発行日	平成18年2月3日	新株予約権の数(個)	857	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数(株)	857	新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)	400,492(注)	新株予約権を行使することができる期間	平成20年2月3日から平成25年2月2日まで	新会社の名称	株式会社ソートジャパン (英文名称 thawte Japan, Inc.)	代表者	浦澤 将	所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16	資本金	50,000千円	出資者および出資比率	当社100%	決算期	12月末	設立年月日	平成18年2月2日	事業内容	SSLサーバ証明書の販売
新株予約権の発行日	平成18年2月3日																												
新株予約権の数(個)	857																												
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																												
新株予約権の目的となる株式の数(株)	857																												
新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)	400,492(注)																												
新株予約権を行使することができる期間	平成20年2月3日から平成25年2月2日まで																												
新会社の名称	株式会社ソートジャパン (英文名称 thawte Japan, Inc.)																												
代表者	浦澤 将																												
所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16																												
資本金	50,000千円																												
出資者および出資比率	当社100%																												
決算期	12月末																												
設立年月日	平成18年2月2日																												
事業内容	SSLサーバ証明書の販売																												

<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>												
	<p>3.ストックオプションの付与</p> <p>当社は、平成18年3月24日開催の第10回定時株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し、ストックオプションを目的とする新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="751 488 1362 1088"> <tr> <td data-bbox="751 488 1015 589">新株予約権の発行日</td> <td data-bbox="1015 488 1362 589">第10回定時株主総会決議に基づく取締役会決議 年月日は未定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 589 1015 622">新株予約権の数(個)</td> <td data-bbox="1015 589 1362 622">800個を上限とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 622 1015 674">新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td data-bbox="1015 622 1362 674">普通株式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 674 1015 725">新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td data-bbox="1015 674 1362 725">800株を上限とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 725 1015 992">新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)</td> <td data-bbox="1015 725 1362 992">新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とする。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価格とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 992 1015 1088">新株予約権を行使することができる期間</td> <td data-bbox="1015 992 1362 1088">新株予約権の発行日から7年を経過する日までの範囲内で、取締役会において決議する。</td> </tr> </table>	新株予約権の発行日	第10回定時株主総会決議に基づく取締役会決議 年月日は未定	新株予約権の数(個)	800個を上限とする。	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数(株)	800株を上限とする。	新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)	新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とする。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価格とする。	新株予約権を行使することができる期間	新株予約権の発行日から7年を経過する日までの範囲内で、取締役会において決議する。
新株予約権の発行日	第10回定時株主総会決議に基づく取締役会決議 年月日は未定												
新株予約権の数(個)	800個を上限とする。												
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式												
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800株を上限とする。												
新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)	新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とする。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価格とする。												
新株予約権を行使することができる期間	新株予約権の発行日から7年を経過する日までの範囲内で、取締役会において決議する。												

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1.現金及び預金		8,567,137		3,666,828		3,227,646	
2.売掛金		328,465		392,615		557,814	
3.貯蔵品		14,207		15,559		11,175	
4.前払費用		416,478		400,591		351,813	
5.繰延税金資産		1,122,461		1,191,439		1,112,689	
6.その他		36,906		41,641		33,253	
7.貸倒引当金		2,082		3,421		3,421	
流動資産合計		10,483,574	75.3	5,705,253	37.6	5,290,970	35.8
固定資産							
1.有形固定資産	1						
(1)建物		263,736		273,766		254,198	
(2)工具器具及び備品		450,367		578,475		554,411	
(3)建設仮勘定		144,994		34,035		20,271	
有形固定資産合計		859,098		886,277		828,881	
2.無形固定資産		624,965		642,095		630,709	
3.投資その他の資産							
(1)関係会社株式		-		6,178,203		6,128,203	
(2)長期前払費用		1,706,479		1,465,454		1,584,276	
(3)差入保証金		243,100		243,100		243,100	
(4)その他		4,355		54,244		53,589	
投資その他の資産合計		1,953,935		7,941,001		8,009,169	
固定資産合計		3,437,998	24.7	9,469,375	62.4	9,468,760	64.2
資産合計		13,921,573	100.0	15,174,629	100.0	14,759,730	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		-		55,725		152,555	
2. 未払金		223,243		268,675		378,048	
3. 未払法人税等		419,130		423,924		582,292	
4. 前受金		2,660,765		2,716,077		2,436,781	
5. 賞与引当金		39,648		44,658		50,534	
6. その他	2	202,314		158,406		157,778	
流動負債合計		3,545,102	25.5	3,667,468	24.2	3,757,992	25.5
負債合計		3,545,102	25.5	3,667,468	24.2	3,757,992	25.5
(資本の部)							
資本金		3,979,289	28.6	-	-	3,990,961	27.0
資本剰余金							
1. 資本準備金		4,886,888		-		4,898,559	
資本剰余金合計		4,886,888	35.1	-	-	4,898,559	33.2
利益剰余金							
1. 中間(当期)未処分利益		1,510,292		-		2,112,217	
利益剰余金合計		1,510,292	10.8	-	-	2,112,217	14.3
資本合計		10,376,471	74.5	-	-	11,001,738	74.5
負債・資本合計		13,921,573	100.0	-	-	14,759,730	100.0
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		-	-	4,005,600	26.4	-	-
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		-		4,913,198		-	
資本剰余金合計		-	-	4,913,198	32.4	-	-
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		-		2,588,361		-	
利益剰余金合計		-	-	2,588,361	17.0	-	-
株主資本合計		-	-	11,507,160	75.8	-	-
純資産合計		-	-	11,507,160	75.8	-	-
負債純資産合計		-	-	15,174,629	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
売上高		3,037,783	100.0	3,396,415	100.0	6,622,443	100.0
売上原価		1,013,253	33.4	1,183,426	34.8	2,233,081	33.7
売上総利益		2,024,530	66.6	2,212,988	65.2	4,389,361	66.3
販売費及び一般管理費		1,248,172	41.1	1,429,115	42.1	2,654,770	40.1
営業利益		776,357	25.5	783,873	23.1	1,734,591	26.2
営業外収益	1	4,883	0.2	633	0.0	26,888	0.4
営業外費用	2	3,995	0.1	1,055	0.0	4,680	0.1
経常利益		777,245	25.6	783,451	23.1	1,756,799	26.5
特別利益		-	-	19,582	0.5	1,959	0.0
特別損失		712	0.0	78	0.0	11,135	0.1
税引前中間(当期) 純利益		776,533	25.5	802,955	23.6	1,747,623	26.4
法人税、住民税及び 事業税		401,317		406,216		760,944	
法人税等調整額		124,254	277,063	79,405	326,811	114,716	646,228
中間(当期)純利益		499,469	16.4	476,144	14.0	1,101,394	16.6
前期繰越利益		1,010,822		-		1,010,822	
中間(当期)未処分 利益		1,510,292		-		2,112,217	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年1月1日 至平成18年6月30日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成17年12月31日 残高（千円）	3,990,961	4,898,559	4,898,559	2,112,217	2,112,217	11,001,738	11,001,738
中間会計期間中の変動額							
新株の発行（千円）	14,639	14,638	14,638	-	-	29,278	29,278
中間純利益（千円）	-	-	-	476,144	476,144	476,144	476,144
中間会計期間中の変動額合計（千円）	14,639	14,638	14,638	476,144	476,144	505,422	505,422
平成18年6月30日 残高（千円）	4,005,600	4,913,198	4,913,198	2,588,361	2,588,361	11,507,160	11,507,160

【中間キャッシュ・フロー計算書】

前連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、「5. 中間連結財務諸表等」に中間連結キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

		前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		776,533
減価償却費		134,093
営業権償却		16,076
賞与引当金の増減額(減少額)		6,542
貸倒引当金の増減額(減少額)		295
新株発行費		3,888
受取利息		603
為替差損益(益)		384
固定資産除却損		712
売上債権の増減額(増加額)		37,182
貯蔵品の増減額(増加額)		890
前払費用の増減額(増加額)		73,635
長期前払費用の増減額 (増加額)		117,428
その他資産の増減額(増加額)		37,592
未払金の増減額(減少額)		164,803
未払費用の増減額(減少額)		29,433
未払消費税等の増減額 (減少額)		9,451
前受金の増減額		398,295
その他負債の増減額(減少額)		6,437
小計		1,247,976
利息及び配当金の受取額		675
法人税等の支払額		90,307
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,158,344
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		89,385
無形固定資産の取得による支出		168,834
敷金保証金の払戻しによる収入		58
投資活動によるキャッシュ・フロー		258,162
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入		69,383
財務活動によるキャッシュ・フロー		69,383
現金及び現金同等物に係る換算差額		384
現金及び現金同等物の増減額		969,951
現金及び現金同等物の期首残高		7,597,186
現金及び現金同等物の中間期末残高	1	8,567,137

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式  (2) その他有価証券	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 移動平均法による原価法を採用しております。	貯蔵品 同左	貯蔵品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建 物 5～18年 工具器具及び備品 4～20年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。 (3) 営業権 5年間で均等償却しております。	(1) 有形固定資産 定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建 物 5～18年 工具器具及び備品 2～20年 (2) 無形固定資産 同左 (3) 営業権 同左	(1) 有形固定資産 定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建 物 5～18年 工具器具及び備品 4～20年 (2) 無形固定資産 同左 (3) 営業権 同左
4. 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。	新株発行費 同左	新株発行費 同左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左  (2) 賞与引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左  (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
6. 収益の計上基準	電子認証業務については、その契約期間に基づき、経過期間に対応する収益を計上しております。	同左	同左
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。		
9. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左	(1) 消費税等の会計処理 同左



中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から、「固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、11,507,160千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
	<p>前中間会計期間まで未払金と流動負債その他に含めていた買掛金は、当中間会計期間より区分掲記することとしました。 なお、前中間会計期間末の買掛金は、未払金に3,261千円、流動負債その他に33,465千円含まれております。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示について) 法人事業税の「外形標準課税制度」の導入に伴い、法人事業税における付加価値割及び資本割部分については、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、当中間会計期間より、販売費及び一般管理費として処理しております。なおこれにより、販売費及び一般管理費が17,948千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が同額減少しております。</p>		<p>(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示について) 法人事業税の「外形標準課税制度」の導入に伴い、法人事業税における付加価値割及び資本割部分については実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成16年2月13日)に基づき、当期より販売費及び一般管理費として処理しております。なお、これにより、販売費及び一般管理費が35,227千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。</p>

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

前中間会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間会計期間末 (平成18年6月30日)	前事業年度末 (平成17年12月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 470,421千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 636,813千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 552,390千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	2. 消費税等の取扱い 同左	2. 消費税等の取扱い 同左

( 中間損益計算書関係 )

前中間会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前事業年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
1. 営業外収益のうち主な項目 受取利息 603千円 内部統制強化補助金 1,935 コーポレートブラン ディング補助金 1,581	1. 営業外収益のうち主な項目 受取利息 104千円	1. 営業外収益のうち主な項目 受取利息 779千円 為替差益 220 受取補償金 10,500 内部統制強化補助金 1,935 コーポレートブラン ディング補助金 1,581 セキュアシール変更 補助金 11,159
2. 営業外費用のうち主な項目 為替差損 57千円 新株発行費 3,888	2. 営業外費用のうち主な項目 為替差損 245千円 新株発行費 809	2. 営業外費用のうち主な項目 新株発行費 4,630千円
3. 減価償却実施額 有形固定資産 71,120千円 無形固定資産 62,972	3. 減価償却実施額 有形固定資産 85,209千円 無形固定資産 93,058	3. 減価償却実施額 有形固定資産 153,089千円 無形固定資産 165,586

( 中間株主資本等変動計算書関係 )

該当事項はありません。

( 中間キャッシュ・フロー計算書関係 )

前中間会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 (平成17年6月30日現在)
現金及び預金 8,567,137千円
現金及び現金同等物 8,567,137

(注) 当中間会計期間及び前事業年度に係る「中間キャッシュ・フロ - 計算書関係」に関する注記については、連結財務諸表における注記事項として記載しております。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース取引の内容の重要性が乏しく、かつ、契約 1 件当たりの金額が少額であるため、中間財務諸表等規則第 5 条の 3 の規定に従い、記載を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>14,300</td> <td>13,406</td> <td>893</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,300</td> <td>13,406</td> <td>893</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	14,300	13,406	893	合計	14,300	13,406	893		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	-	-	-	合計	-	-	-
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
工具器具及び備品	14,300	13,406	893																							
合計	14,300	13,406	893																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																							
工具器具及び備品	-	-	-																							
合計	-	-	-																							
2. 未経過リース料中間期末残高相当額		2. 未経過リース料期末残高相当額																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年内</td> <td>958千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>958</td> </tr> </tbody> </table>	1 年内	958千円	1 年超	0	合計	958		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年内</td> <td>- 千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	1 年内	- 千円	1 年超	-	合計	-												
1 年内	958千円																									
1 年超	0																									
合計	958																									
1 年内	- 千円																									
1 年超	-																									
合計	-																									
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,928千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,787</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	1,928千円	減価償却費相当額	1,787	支払利息相当額	38		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,893千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,681</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	2,893千円	減価償却費相当額	2,681	支払利息相当額	45												
支払リース料	1,928千円																									
減価償却費相当額	1,787																									
支払利息相当額	38																									
支払リース料	2,893千円																									
減価償却費相当額	2,681																									
支払利息相当額	45																									
4. 減価償却費相当額の算定方法		4. 減価償却費相当額の算定方法																								
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																								
5. 利息相当額の算定方法		5. 利息相当額の算定方法																								
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																								

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成17年 6月30日)	当中間会計期間末 (平成18年 6月30日)	前事業年度 (平成17年12月31日)
当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。	子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。	同 左

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。		

(注) 当中間会計期間及び前事業年度に係る「デリバティブ取引関係」に関する注記については、連結財務諸表における注記事項として記載しております。

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
該当事項はありません。		

( 1株当たり情報 )

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)		前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	
1株当たり純資産額	23,058円00銭	1株当たり純資産額	25,459円84銭	1株当たり純資産額	24,392円15銭
1株当たり中間純利益	1,115円32銭	1株当たり中間純利益	1,054円36銭	1株当たり当期純利益	2,452円56銭
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	1,095円94銭	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	1,046円19銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	2,418円43銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	499,469	476,144	1,101,394
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	499,469	476,144	1,101,394
期中平均株式数(株)	447,826	451,595	449,080
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 金額			
普通株式増加数(株)	7,964	3,525	6,337
(うち新株予約権)	(7,964)	(3,525)	(6,337)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれ なかった潜在株式 新株予約権の対象となる株式の数(株)	平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成16年7月 21日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 63株  平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成16年10月 19日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 28株  平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成17年1月 27日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 35株  平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成17年2月 25日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 55株  合計 普通株式 181株	平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成16年7月 21日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 136株  平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成16年10月 19日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 107株  平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成17年1月 27日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 130株  平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成17年2月 25日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 223株  平成17年3月25日定時株主総 会決議及び平成17年9月16日 開催取締役会決議による新株 予約権 普通株式 55株  平成17年3月25日定時株主総 会決議及び平成18年1月26日 開催取締役会決議による新株 予約権 普通株式 203株  合計 普通株式 854株	平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成16年7月 21日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 84株  平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成16年10月 19日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 56株  平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成17年1月 27日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 68株  平成16年3月26日開催定時株 主総会決議及び平成17年2月 25日開催取締役会決議による 新株予約権 普通株式 109株  平成17年3月25日定時株主総 会決議及び平成17年9月16日 開催取締役会決議による新株 予約権 普通株式 105株  合計 普通株式 422株

( 重要な後発事象 )

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)																																								
<p>1. 新株予約権の発行</p> <p>平成17年 9月16日開催の取締役会決議に基づき、次のようにストックオプションを目的とする新株予約権を発行いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="98 416 521 779"> <tr> <td>新株予約権の発行日</td> <td>平成17年 9月16日</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数(個)</td> <td>342</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td>342</td> </tr> <tr> <td>新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)</td> <td>375,123(注)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権を行使することができる期間</td> <td>平成19年 9月16日から平成24年 9月15日まで</td> </tr> </table> <p>(注) 新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額を適用して決定したものです。</p>	新株予約権の発行日	平成17年 9月16日	新株予約権の数(個)	342	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数(株)	342	新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)	375,123(注)	新株予約権を行使することができる期間	平成19年 9月16日から平成24年 9月15日まで		<p>1. 新株予約権の発行</p> <p>平成17年 3月25日開催の第9回定時株主総会及び平成18年 1月26日開催の取締役会決議に基づき、次のようにストックオプションを目的とする新株予約権を発行いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="965 443 1386 801"> <tr> <td>新株予約権の発行日</td> <td>平成18年 2月 3日</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の数(個)</td> <td>857</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td>857</td> </tr> <tr> <td>新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)</td> <td>400,492(注)</td> </tr> <tr> <td>新株予約権を行使することができる期間</td> <td>平成20年 2月 3日から平成25年 2月 2日まで</td> </tr> </table> <p>(注) 新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額を適用して決定したものです。</p> <p>2. 子会社の設立</p> <p>平成17年12月16日開催の取締役会において、当社100%出資による子会社を設立することを決議しました。概要は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="965 1108 1386 1563"> <tr> <td>新会社の名称</td> <td>株式会社ソートジャパン ( 英文名称 thawte Japan, Inc. )</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>浦澤 将</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>神奈川県川崎市幸区堀川町580-16</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>50,000千円</td> </tr> <tr> <td>出資者及び出資比率</td> <td>当社100%</td> </tr> <tr> <td>決算期</td> <td>12月末</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成18年 2月 2日</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>SSLサーバ証明書の販売</td> </tr> </table>	新株予約権の発行日	平成18年 2月 3日	新株予約権の数(個)	857	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数(株)	857	新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)	400,492(注)	新株予約権を行使することができる期間	平成20年 2月 3日から平成25年 2月 2日まで	新会社の名称	株式会社ソートジャパン ( 英文名称 thawte Japan, Inc. )	代表者	浦澤 将	所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16	資本金	50,000千円	出資者及び出資比率	当社100%	決算期	12月末	設立年月日	平成18年 2月 2日	事業内容	SSLサーバ証明書の販売
新株予約権の発行日	平成17年 9月16日																																									
新株予約権の数(個)	342																																									
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																									
新株予約権の目的となる株式の数(株)	342																																									
新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)	375,123(注)																																									
新株予約権を行使することができる期間	平成19年 9月16日から平成24年 9月15日まで																																									
新株予約権の発行日	平成18年 2月 3日																																									
新株予約権の数(個)	857																																									
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																									
新株予約権の目的となる株式の数(株)	857																																									
新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)	400,492(注)																																									
新株予約権を行使することができる期間	平成20年 2月 3日から平成25年 2月 2日まで																																									
新会社の名称	株式会社ソートジャパン ( 英文名称 thawte Japan, Inc. )																																									
代表者	浦澤 将																																									
所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16																																									
資本金	50,000千円																																									
出資者及び出資比率	当社100%																																									
決算期	12月末																																									
設立年月日	平成18年 2月 2日																																									
事業内容	SSLサーバ証明書の販売																																									

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)												
		<p>3. ストックオプションの付与</p> <p>当社は、平成18年 3月24日開催の第10回定時株主総会において、商法280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し、ストックオプションを目的とする新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="970 432 1385 1216"> <tr> <td data-bbox="970 432 1173 555">新株予約権の発行日</td> <td data-bbox="1173 432 1385 555">第10回定時株主総会決議に基づく取締役会決議 年月日は未定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 555 1173 607">新株予約権の数 (個)</td> <td data-bbox="1173 555 1385 607">800個を上限とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 607 1173 658">新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td data-bbox="1173 607 1385 658">普通株式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 658 1173 710">新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td data-bbox="1173 658 1385 710">800株を上限とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 710 1173 1093">新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)</td> <td data-bbox="1173 710 1385 1093">新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とする。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価格とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 1093 1173 1216">新株予約権を行使することができる期間</td> <td data-bbox="1173 1093 1385 1216">新株予約権の発行日から7年を経過する日までの範囲内で、取締役会において決議する。</td> </tr> </table>	新株予約権の発行日	第10回定時株主総会決議に基づく取締役会決議 年月日は未定	新株予約権の数 (個)	800個を上限とする。	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数(株)	800株を上限とする。	新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)	新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とする。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価格とする。	新株予約権を行使することができる期間	新株予約権の発行日から7年を経過する日までの範囲内で、取締役会において決議する。
新株予約権の発行日	第10回定時株主総会決議に基づく取締役会決議 年月日は未定													
新株予約権の数 (個)	800個を上限とする。													
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式													
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800株を上限とする。													
新株予約権行使時の1株当たり払込金額(円)	新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とする。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価格とする。													
新株予約権を行使することができる期間	新株予約権の発行日から7年を経過する日までの範囲内で、取締役会において決議する。													

(2) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（普通株式新株予約権）及びその添付書類

平成18年1月26日 関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正届出書

平成18年2月3日 関東財務局長に提出

平成18年1月26日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

平成18年3月31日 関東財務局長に提出

事業年度（第10期）（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年 9月25日

日本ペリサイン株式会社

取締役会 御中

## あずさ監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      袖 川   兼 輔  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      高 橋   勉  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ペリサイン株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ペリサイン株式会社及び連結子会社の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-----

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月22日

日本ベリサイン株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 勉

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 袖川 兼輔

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ベリサイン株式会社の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本ベリサイン株式会社の平成17年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-----

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年 9月25日

日本ベリサイン株式会社

取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 袖川 兼輔

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 勉

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ベリサイン株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本ベリサイン株式会社の平成18年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。